

青梅市インスタグラム公式アカウント運用方針

1 目的

インスタグラムにおける青梅市の公式アカウント（以下「本アカウント」という。）を開設し、幅広い世代の青梅市民（以下「市民」という。）等に対して、動画、画像等を用いて情報の発信を行い、行政活動や地域の魅力を視覚的・聴覚的に分かりやすく伝えることにより、青梅市（以下「市」という。）への親近感・信頼感および地域への愛着の醸成を図ることを目的とする。

2 アカウント情報

- (1) 名前：東京都青梅市【公式】
- (2) ユーザーネーム：omecity_official
- (3) アカウント名：@omecity_official

3 管理者

企画部秘書広報課長

4 発信する内容

本アカウントは、次の各号に掲げる情報を発信するものとする。

- (1) 市の取組、催し、施設その他の市政全般に関する情報
- (2) 市民生活の安全や安心に関する情報
- (3) 市の区域内のイベント、風景、文化等に関する情報
- (4) その他管理者が本アカウントを用いて発信することが特に必要と認める情報

5 発信する内容の管理

本アカウントは、投稿する記事（動画、写真および文章をいう。以下同じ。）等を次の各号のとおり取り扱うものとする。

- (1) 本アカウントに投稿する記事の作成は担当課が行い、公開に関する手続および管理は管理者が行う。
- (2) 本アカウントは、他のアカウントに対するフォローならびに投稿された記事に対する「いいね!」、リアクションおよびコメントを行わない。ただし、市の関係機関、国、他の地方公共団体、公益法人等のアカウントが発信する内容であって、管理者が必要と認めるものは、この限りでない。
- (3) 本アカウントは、他のアカウントによる投稿のシェアを行わない。

ただし、市の関係機関、国、他の地方公共団体、公益法人等が開設したアカウントで、管理者が必要と認めるものは、この限りでない。

(4) 本アカウントは、コメントおよびダイレクトメッセージへの返信を行わない。

6 コメント等の管理

管理者は、本アカウントの管理をするに当たり、次の各号のいずれかに該当し、または該当するおそれがあるコメント等の書き込み（タグ付けを含む。）がなされたと判断したときは、当該コメント等の書き込みをした者に断りなく、その全部または一部の非表示、削除、拒否等を行うことができる。

- (1) 法令（条例および規則を含む。以下同じ。）に違反する内容
- (2) 特定の個人、団体等への誹謗中傷
- (3) 政治活動または宗教活動
- (4) 市または第三者の著作権その他の知的財産権および肖像権を侵害し、または侵害するおそれのある内容
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とする内容
- (6) 人種、思想、信条等の差別または差別を助長する内容
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽または事実と異なる内容および根拠のない噂または噂を助長する内容
- (9) 本人の承諾なく個人情報を持定し、開示しまたは漏えいする等プライバシーの侵害
- (10) 悪意のあるウェブサイトへの誘導
- (11) わいせつな表現
- (12) 他者へのなりすまし
- (13) 本アカウントが投稿する内容と著しく異なる内容
- (14) 前各号に掲げるもののほか、管理者が不適切と判断した内容

7 知的財産権等

- (1) 本アカウントが投稿する記事に関する著作権その他の知的財産権は市または正当な権利者に、肖像権は本人に帰属する。
- (2) 本アカウントが投稿した内容について、私的使用のための複製、引用その他の著作権法（昭和45年法律第48号）において認められた

場合を除き、無断で複製し、または転用することを禁止する。

8 免責事項

(1) 市は、本アカウントにおいて正確かつ適切な情報の発信に努めるものとする。ただし、投稿した内容の完全性、正確性および有用性を保証しない。

(2) 市は、本アカウントの運用に関し、法令にもとづき市が責任を負う場合を除き、次に掲げる事項について責任を負わない。

ア 本アカウントを利用し、または利用できないことによって、利用者（本アカウントが発信する情報を閲覧する者をいう。以下同じ。）に生ずる損害

イ 本アカウントに投稿されたコメントその他利用者が発信した情報に関する事項

ウ 利用者間または利用者と第三者との間で生ずる紛争その他の問題

エ 運用方針の変更または運用の中止によって生ずる損害

9 個人情報の取扱い

(1) 本アカウントが投稿する個人情報は、関係法令（条例、規則等を含む。）を遵守するとともに、投稿する目的を考慮し、その目的の達成に必要な範囲で適正に取り扱うものとする。この場合において、本人の同意が必要となる場合には、個人情報保護の観点から、あらかじめ本人の同意を得た上で投稿する。

(2) 本アカウントが投稿する動画または写真は、「広報おうめ」発行事務取扱指針（平成17年9月1日実施）第3項第2号に準じて取り扱うものとする。

10 実施期日

令和8年9月1日から実施する。